

いきいきとすごす

☎ 相談…P.104 介護保険…P.105 高齢者…P.109 相談…P.118 【総合支所…P.24・25】

※記事中の表記について (公社)…公益社団法人 (公財)…公益財団法人 (社福)…社会福祉法人 ☎…フリーダイヤル

いきいきとすごすための区のサービス等を紹介し、「健康・医療」を除く項目については、次のページを参照してください。

健康・医療

健康講座

みなと保健所健康推進課健康づくり係 … ☎6400-0083
FAX3455-4460

区内在住・在勤者を対象に、生活習慣病・その他疾病の予防、健康の保持増進等の知識の普及と実践のため医師・管理栄養士等の専門の講師による各種講座を実施しています。

保健相談

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
みなと保健所健康推進課地域保健係… ☎6400-0084
FAX3455-4460
みなと保健所健康推進課健康づくり係… ☎6400-0083

乳幼児から高齢者までの区民を対象に、心身の健康に関することや、病気の正しい理解や対処の方法、各種サービスの利用等について、電話や来所、家庭訪問等で、保健師が具体的な相談に応じています。

わかちあいの会みなと(自死遺族のつどい)

みなと保健所健康推進課地域保健係 … ☎6400-0084

身近な人を自死(自殺)で亡くした人々が、胸の内を語り合い、聴き合い、支え合う会をみなと保健所で開催しています。詳しくは、お問い合わせください。

休日診療・小児初期救急診療

みなと保健所保健予防課保健予防係 … ☎6400-0080
FAX3455-4460

▶ 休日診療

休日(日曜・祝日・年末年始)の急病患者を対象に休日診療当番医療機関(「港区ホームページ」および「広報みなと」に掲載)で診療します。受診するときは、あらかじめ診療時間等をお問い合わせの上、健康保険証、診療費(時間外・休日加算があります)をお持ちください。

▶ 小児初期救急診療

平日および土曜(祝日、年末年始を除く)の夜間、愛育病院の「みなと子ども救急診療室」で小児初期救急診療をします。健康保険証、乳幼児・子ども医療証をお持ちください。

▶ 診療科目 小児科

▶ 対象者 0歳～おおむね15歳未満の小児の軽症患者

▶ 診療日・診療時間

月～金曜 午後7時～10時

土曜 午後5時～10時

※祝日、年末年始を除く

※受け付けは午後9時30分まで

▶ 診療場所

芝浦1-16-10 社会福祉法人恩賜財団

母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階

「みなと子ども救急診療室」 ☎6453-7302

結核予防および医療費公費負担制度

みなと保健所保健予防課保健予防係 … ☎6400-0081
FAX3455-4460

結核の健康診断を年に1回受けましょう。受診機会がない区内在住・在勤の人を対象に、無料で胸部エックス線撮影が受けられる結核健康診断を実施しています。

また、結核にかかった人が安心して治療が受けられるよう医療費の一部公費負担制度の説明や療養支援を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

難病等の医療費助成

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
障害者福祉課障害者給付係…………… ☎3578-2299

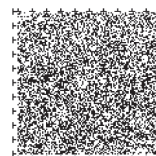
原因がまだ不明で治療法が確立していない、長期にわたる療養を必要とする指定難病等で治療を受けている人を対象に、医療保険の自己負担額の一部または全額を助成しています。

B型・C型ウイルス肝炎治療費助成

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
障害者福祉課障害者給付係…………… ☎3578-2299

B型・C型肝炎のインターフェロン、B型肝炎核酸アナログ製剤・C型肝炎インターフェロンフリー治療にかかる保険医療の患者負担額から、患者の一部負担を除いた額を助成します(健康保険から支給される高額療養費等は助成額に含まれません)。

※健康保険未加入者および生活保護や原爆被爆者医療助成制度等、他の法律により医療の給付を受けている人は対象になりません。



骨髄移植ドナー支援事業

みなと保健所保健予防課保健予防係 … ☎6400-0080
FAX3455-4460

骨髄または末梢血幹細胞の提供者(ドナー)とドナーを雇用する事業者に助成金を交付します。

対象

- (1) 骨髄等の採取に伴う入院期間において港区に住所を有する人
- (2) ドナーを雇用している国内の事業者(国・地方公共団体・独立行政法人およびドナー自身が経営する事業所を除く)

助成額

骨髄・末梢血幹細胞提供のための通院・入院等に要した日数に応じ、ドナーは1日当たり3万円、ドナーを雇用する事業所は1日当たり1万円を助成します(ただし、1回の提供につき通算7日間を限度とします)

予防接種

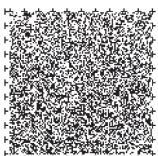
みなと保健所保健予防課保健予防係 … ☎6400-0081
FAX3455-4460

対象者には表のとおり、お知らせや予診票を送付しています。予診票を持参し、指定の各医療機関で接種してください。また、母子手帳等をご確認いただき、接種が終わっていないワクチンがありましたら、予診票を送付しますので、お問い合わせください。

予防接種の種類	回数	対象年齢	標準的な接種期間と回数	お知らせ・予診票送付時期	
ロタウイルスワクチン	ロタリックス(1価)	2回	生後6週以上24週まで	生後2か月から24週までの間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種	生後2か月になる月の前月末に発送
	ロタテック(5価)	3回	生後6週以上32週まで	生後2か月から32週までの間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種	
ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)	初回3回	生後2か月以上	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種	生後2か月になる月の前月末に発送	
	追加	60か月(5歳)未満	初回3回目の接種終了後7か月以上の間隔を置いて、1回接種		
小児用肺炎球菌ワクチン	初回3回	生後2か月以上	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種	生後2か月になる月の前月末に発送	
	追加	60か月(5歳)未満	生後12か月から15か月未満の間に、初回3回目の接種終了後60日以上の間隔を置いて、1回接種		
B型肝炎ワクチン	3回	1歳未満	生後2か月から9か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて、1回接種(139日以上の間隔をおく=20週後の同じ曜日)	生後2か月になる月の前月末に発送	
BCGワクチン(結核)	1回	1歳未満	生後5か月から8か月未満の間に、1回接種	生後3か月になる月の前月末に発送	
ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ4種混合ワクチン(DPT-IPV1期)	初回3回	生後3か月以上	生後3か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種	生後3か月になる月の前月末に発送	
	追加	90か月(7歳半)未満	初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種	生後1歳6か月になる月の前月末に発送	
不活化ポリオワクチン(IPV)	初回3回	生後3か月以上	生後3か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種	平成24年8月生まれ以降の人には、4種混合でお送りしています。必要な方はご連絡ください	
	追加	90か月(7歳半)未満	初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種		
麻しん風しん混合ワクチン(MR)	1期	生後12か月以上24か月未満	生後12か月になったらできるだけ早く、1回接種	1歳になる月の前月末に発送	
	2期	小学校就学前の1年間(年長児)	小学校就学前年の4月~3月末日までの1年間に、1回接種	小学校就学前年(年長児)の4月	
水痘ワクチン(みずぼうそう)	1回目	生後12か月以上	生後12か月から15か月未満の間に、1回目を接種	1歳になる月の前月末に発送	
	2回目	36か月未満	1回目の接種終了後3か月以上、おおむね6か月から12か月の間隔を置いて、2回目を接種		
日本脳炎ワクチン	1期初回	生後6か月以上	3歳で、6日以上の間隔を置いて、2回接種	3歳になる月の前月末に発送	
	2回		4歳で、初回2回目の接種終了後6か月以上、おおむね1年の間隔を置いて、1回接種	4歳になる月の前月末に発送	
	1期追加	90か月(7歳半)未満		9歳で、1回接種	9歳になる月の前月末に発送
2期	9歳以上13歳未満	9歳で、1回接種	9歳になる月の前月末に発送		
ジフテリア、破傷風2種混合ワクチン(DT2期)	1回	11歳以上13歳未満	11歳で1回接種	11歳になる月の前月末に発送	
子宮頸がん予防ワクチン(HPV感染症ワクチン)	3回	小学6年生(12歳相当)~高校1年生(16歳相当)の女子(12歳になる年度の初日から16歳になる年度の末日まで)	2価(サーバリックス)または4価(ガーダシル)のどちらかを選択、ともに1年以内に接種を終えることが望ましい 2価(サーバリックス): 中学1年生の間に、1回目の接種を受けた1か月後に2回目、1回目から6か月後に3回目を接種 このスケジュールで接種できない場合は、1回目から1か月以上の間隔を置いて2回目、1回目から5か月以上かつ2回目から2か月半以上の間隔を置いて3回目を接種 4価(ガーダシル): 中学1年生の間に、1回目の接種を受けた2か月後に2回目、1回目から6か月後に3回目を接種 このスケジュールで接種できない場合は、1回目から1か月以上の間隔を置いて2回目、2回目から3か月以上の間隔を置いて3回目を接種	小学6年生になる4月	

その他に高齢者向けに行っている予防接種もありますので、詳しくはお問い合わせください。

* 予防接種は国の動向等により変更する場合があります。「広報みなと」や港区ホームページで最新の情報をご確認ください。



いきいきとすこす



健康・医療

HIV／エイズ・性感染症検査・相談

みなと保健所保健予防課保健予防係 …… ☎6400-0081
FAX3455-4460

みなと保健所では、HIV／エイズ・性感染症検査を行っています。また、区内在住・在勤・在学者は、指定された区内医療機関で検査（AIチェック）が受けられます。この検査は無料・匿名で受けられますので、プライバシーは守られます。同時に性感染症（クラミジア・梅毒・淋菌）の検査も受けられます（検査は全て無料）。日程等詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

HIV／エイズに関する検査・相談は、下記でも行っています（無料）。詳しくは、お問い合わせください。

東京都新宿東口検査・相談室 ☎6273-8512

- ▶ 月～金曜 午後3時30分～7時30分（祝日を除く）
- ▶ 土・日曜 午後1時～4時30分（祝日を除く）

聴覚障害者の人のみファックスでの予約ができます。

FAX6273-8532

東京都 HIV／エイズ電話相談 ☎3227-3335

- ▶ 月～金曜 正午～午後9時
- ▶ 土・日曜、祝日 午後2時～5時

栄養相談

みなと保健所健康推進課健康づくり係 …… ☎6400-0083
FAX3455-4460

▶ 栄養・食事相談

乳幼児から高齢者まで、管理栄養士が食事や栄養の疑問に、主に電話で応じています。

健康づくりサポーター

みなと保健所健康推進課健康づくり係 …… ☎6400-0083
FAX3455-4460

区内で健康づくり活動を行っている自主グループや団体等が、その活動を通じて区民の健康づくりを支援する取り組みです。健康づくりサポーターが行う活動に参加したり、講師を依頼する等、健康づくりに役立てることができます。詳しい活動内容は、港区ホームページをご覧ください。

ウィッグ(かつら)や胸部補整具の購入費用助成

みなと保健所健康推進課健康づくり係 …… ☎6400-0083

がんと診断され、その治療を行っている区民を対象にウィッグや帽子、胸部補整具の購入費用の一部を1人につき1回に限り助成します。

禁煙外来治療費助成

みなと保健所健康推進課健康づくり係 …… ☎6400-0083

20歳以上の禁煙を希望する区民を対象に、保険が適用

された禁煙外来治療費の一部を助成します。

公害健康被害補償

みなと保健所保健予防課公害補償担当 …… ☎6400-0082
FAX3455-4420

▶ 公害健康被害補償

▶ 対象

大気汚染の影響による疾病と認定され、公害医療手帳の交付を受けている人。なお、法改正により、昭和63年3月1日以降、新規の認定申請はできなくなりました。

▶ 補償給付

認定を受けている人は、療養の給付（または療養費の支給）の他、疾病による障害の程度等に応じ、障害補償費、療養手当の支給等の補償給付が受けられます。

また、認定を受けている人が認定疾病に起因して死亡したときは、遺族に遺族補償費（または遺族補償一時金）が、葬祭を行った人に葬祭料が支給されます。

▶ 公害保健福祉・健康被害予防事業

認定を受けている人および希望者の健康の回復・保持・増進を図るため、リハビリテーションに関する事業（ぜん息教室）、および大気汚染の影響による健康被害を予防するための機能訓練事業（水泳訓練教室）、インフルエンザ予防接種費用助成事業を行っています。

大気汚染にかかる医療費助成

みなと保健所保健予防課公害補償担当 …… ☎6400-0082
FAX3455-4420

都内に1年（3歳未満は6カ月）以上在住の18歳未満で気管支ぜん息等により患しているなどの要件を満たす人に対して、認定疾病に係る医療費（保険適用後の自己負担分）を助成しています。

石綿による健康被害の救済給付についての申請受付

みなと保健所保健予防課公害補償担当 …… ☎6400-0082
FAX3455-4420

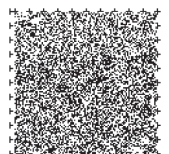
石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた人およびそのご遺族で、労災補償等の対象とならない人に対して支給される救済給付の認定等の申請や給付の請求の受付を行っています。

▶ 指定疾病

石綿による中皮腫および肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺およびびまん性胸膜肥厚

▶ 救済給付の種類

医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等

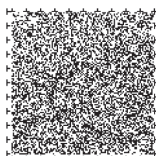


検診等のご案内

みなと保健所健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083
FAX3455-4460

	実施場所・期間	対象年齢等(※年度末現在の年齢)
区民健康診査 30(さんまる)健診	区内指定医療機関 受診期間 7～11月 ところとからだの元氣プラザ 受診期間 7～3月	30～39歳
特定健康診査	区内指定医療機関 受診期間 7～11月	4月1日現在、港区国民健康保険に加入している40歳～健診受診日現在75歳未満の人(4月2日以降の国保加入者は基本健康診査の対象となります)
基本健康診査		後期高齢者医療制度に加入している人 生活保護を受けている人
肝炎ウイルス検診	7～11月は上記の健康診査と併せて実施 4～6月、12～3月は単独で一部の医療機関で実施	これまで港区で肝炎ウイルス検診を受診したことがない人
胃がん検診 (胃部X線検査)	区内指定医療機関 受診期間 7～1月	40歳以上
胃がん検診 (胃内視鏡検査)	区内指定医療機関 受診期間 7～1月	50歳以上の偶数年齢
大腸がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7～1月	40歳以上
肺がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7～1月	40歳以上
喉頭がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7～1月	40歳以上 喫煙指数(※1)600以上等
前立腺がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7～1月	55～75歳の奇数年齢の男性
乳がん検診 (視触診)	区内指定医療機関 受診期間 7～1月	30～39歳の女性
乳がん検診 (マンモグラフィ検査)	区内指定医療機関 ところとからだの元氣プラザ 受診期間 7～2月	40歳以上の女性で前年度港区のマンモグラフィ検査未受診の人
子宮頸がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7～1月	20歳以上の女性
骨粗しょう症検診 (骨密度測定検診)	区内指定医療機関 受診期間 7～11月	40～70歳の5歳ごとの節目年齢の女性
お口の健診	区内指定歯科医療機関 年2回実施 6～8月に前期健診 11～1月に後期健診	20歳以上 ※妊娠中の人は20歳未満でも受診できます。
口腔がん検診	区内指定歯科医療機関 年1回実施 受診期間 6～1月	40歳以上

※1 喫煙指数…喫煙本数(1日当たり)×喫煙年数 ※2 指定医療機関で実施する健(検)診の通知は6月下旬に発送します。
※4 9月以降に転入した人は受診券の発行に申し込みが必要な場合があります。



いきいきとすこす



健康・医療

	申し込み方法等	検査項目	備考
	30歳になる人、30歳代の港区国民健康保険加入者、生活保護受給者、過去3年以内に受診歴のある人、婦人科検診一斉発送対象者(過去3年以内に乳がん視触診、子宮頸がん検診の受診歴のある人、もしくは30歳または35歳の人)には個別に通知します。 ※2、※4	全受診者 問診、診察、身体計測(腹囲含む)、血圧測定、尿検査、血液検査 必要がある人 貧血検査、心電図、眼底検査、胸部X線検査等	「申し込み方法等」に記載されていない人は、申し込みが必要です。
	該当者全員に通知します。 ※2、※3、※4	全受診者 問診、診察、身体計測(腹囲含む)、血圧測定、尿検査、血液検査 必要がある人 貧血検査、心電図、眼底検査、胸部X線検査等	健診の結果により特定保健指導をご案内します。
	該当者全員に通知します。 ※2、※4		健診の結果により健康相談、健康講座をご案内します。
	生活保護受給者には該当者全員に通知します。上記以外は申し込みが必要です。 ※2、※4		
	40歳以上の該当者に通知します。 ※2、※4 39歳以下は申し込みが必要です。	問診、採血、判定	
	該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、胃部X線検査(バリウム検査)	50歳以上で偶数年齢の人は、胃がん検診の胃部X線検査または胃内視鏡検査を選択できます。ただし、同じ年度に受診できるのは、どちらか一方の検査です。
	該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、胃内視鏡検査	
	該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、便潜血反応検査(2日法)	
	該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、胸部X線検査(全員実施) 喀痰検査(該当する人に実施)	喀痰検査は、原則として令和5年度以降、50歳以上で、喫煙指数(※1)600以上の人に実施します。
	該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、喉頭、咽頭の診察(頸部触診、間接喉頭鏡、喉頭ファイバースコープ等)	
	該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、特異抗原検査(PSA検査) ※血液検査です。	
	過去3年以内に受診歴のある人、30・35歳の人には個別に通知します。それ以外の人は申し込みが必要です。 ※2、※4	問診、視触診	令和5年度から廃止します。
	該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、乳房X線撮影検査	
	過去3年以内に受診歴のある人、20・25・30・35歳および40歳以上の該当者には個別に通知します。それ以外の人は申し込みが必要です。 ※2、※4 なお、令和5年度以降、前年度に子宮頸がん検診の受診歴がある人は、個別通知の対象外となりますので、別途申し込みが必要です。	問診、子宮頸部の視診、内診、細胞診(全員実施) HPV(ヒトパピローマウイルス)検査(対象者に実施)	HPV検査は、30・33・36・39歳の人が対象です。
	該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、骨密度測定、判定	
	前年度「お口の健診」または「口腔がん検診」の受診歴のある人、20・25歳、30歳以上の偶数年齢の人には個別に通知します。それ以外の人は申し込みが必要です。 ※5	問診、歯の診査、だ液の検査、噛む機能(ガム)の検査、舌の汚れの検査、舌・口唇機能検査、嚥下機能検査(75歳以上のみ)、結果の説明、お口からの健康指導	寝たきりや歩行が著しく困難で通院が難しい人には、訪問で健診ができます。
	前年度「お口の健診」または「口腔がん検診」の受診歴のある人、40歳以上で偶数年齢の人には個別に通知します。それ以外の人は申し込みが必要です。 ※5	問診、視診、触診、生活習慣改善指導、自己検査法	

※3 社会保険等加入者(被扶養者含む)の特定健診は加入している各健康保険組合等にお問い合わせください。

※5 「お口の健診」と「口腔がん検診」の通知は5月下旬に発送します。

